

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中長期目標 新旧対照表 (案)

中 長 期 目 標 (第4期、変更前)	中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	備 考
<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. 「橋渡し」機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>産総研は、これまでも、基礎研究段階の技術シーズを民間企業等による事業化が可能な段階にまで発展させる「橋渡し」の役割を、様々な分野で行ってきたところであるが、第4期中長期目標期間中にこの「橋渡し」機能を抜本的に強化することを促すため、同目標期間の終了時（平成32年3月）までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行（約46億円/年³）の3倍（約138億円/年）以上とすることを目標として掲げ、以下の取り組みを行うものとする。なお、当該目標の達成に当たっては、大企業と中堅・中小企業の件数の比率に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【目標】</p> <p>本目標期間の終了時（平成32年3月）までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行（約46億円/年）の3倍（約138億円/年）以上とすることを最も重要な目標とする。</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. 「橋渡し」機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>産総研は、これまでも、基礎研究段階の技術シーズを民間企業等による事業化が可能な段階にまで発展させる「橋渡し」の役割を、様々な分野で行ってきたところであるが、第4期中長期目標期間中にこの「橋渡し」機能を抜本的に強化することを促すため、同目標期間の終了時（平成32年3月）までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、現行の3倍以上とすること目標として掲げ、以下の取り組みを行うものとする。なお、当該目標の達成に当たっては、大企業と中堅・中小企業の件数の比率に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【目標】</p> <p>本目標期間の終了時（平成32年3月）までに、民間企業からの資金獲得額として、受託研究収入等³を、現行（46億円/年）の3倍（138億円/年）以上とすること、及び、産総研が認定した産総研技術移転ベンチャーに対する民間からの出資額⁴を、現行（3億円/年）の3倍（9億円/年）以上とすることを最も重要な目標とする。</p>	<p>目標値の複数化により削除</p> <p>目標値の複数化による技術的修正</p> <p>産総研技術移転ベンチャーに関する目標の挿入</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更前)	中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	備 考
<p>(略)</p> <p>3 過去3年の平均は45.8億円(平成25年度45.1億円、24年度45.6億円、23年度46.7億円)。民間からの受託研究収入、共同研究収入、知財収入を合算した額。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 技術的ポテンシャルを活かした指導助言等の実施 企業からの技術的な相談に対して、研究開発の実施による対応のみならず、産総研の技術的なポテンシャルを活かした指導助言等の実施についても、適切な対価を得つつ⁴</p>	<p>(略)</p> <p>3 受託研究収入等の過去3年の平均は46億円(平成25年度45.9億円、24年度45.8億円、23年度46.7億円)。民間からの受託研究収入、共同研究収入(研究設備の現物譲渡を含む)、知財収入を合算した額。</p> <p>4 出資額の過去3年の平均は3億円(平成25年度2.5億円、24年度5.8億円、23年度0.6億円)。産総研の技術を元に起業した企業であり、産総研から「産総研技術移転ベンチャー」としての認定を受け、引き続き産総研の支援を受けている企業に限り、株式公開(IPO)や買収、子会社化等を経て、既に産総研の支援を受けていない企業は除く。また新株発行により調達した金額のみを対象とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 産総研技術移転ベンチャー支援の強化 先端的な研究成果をスピーディーに社会に出していくため、産総研技術移転ベンチャーの創出・支援を進めるものとする。評価に当たっては産総研技術移転ベンチャーに対する民間からの出資額を評価指標として設定するものとする。</p> <p>(5) 技術的ポテンシャルを活かした指導助言等の実施 企業からの技術的な相談に対して、研究開発の実施による対応のみならず、産総研の技術的なポテンシャルを活かした指導助言等の実施についても、適切な対価を得つつ⁵</p>	<p>(注釈部分) 記載箇所変更により削除</p> <p>(注釈部分) 目標数値に関する補足説明を記載 現物譲渡に関する記述を追記</p> <p>(注釈部分) (新設) 目標数値に関する補足説明を記載</p> <p>(新設) ベンチャー向けの出資を評価軸に設定する根拠を明文化</p> <p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更前)	中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	備 考
<p>積極的に推進するものとする。</p> <p>(5) マーケティング力の強化 (略)</p> <p>(6) 大学や他の研究機関との連携強化 (略)</p>	<p>積極的に推進するものとする。</p> <p>(6) マーケティング力の強化 (略)</p> <p>(7) 大学や他の研究機関との連携強化 (略)</p>	<p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p>
<p>4 数値目標として掲げる民間からの資金獲得額の内数として計上。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 戦略的な知的財産マネジメント (略)</p> <p>このため、まず優れた研究成果について、特許化するか営業秘密⁵とするかも含め、戦略的に取り扱うこととし、いたずらに申請件数に拘ることなく、質と数の双方に留意して、「強く広い」知財を取得するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 地域イノベーションの推進等 (略)</p>	<p>5 数値目標として掲げる民間からの資金獲得額の内数として計上。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 戦略的な知的財産マネジメント (略)</p> <p>このため、まず優れた研究成果について、特許化するか営業秘密⁶とするかも含め、戦略的に取り扱うこととし、いたずらに申請件数に拘ることなく、質と数の双方に留意して、「強く広い」知財を取得するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 地域イノベーションの推進等 (略)</p>	<p>(注釈部分) 条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p>
<p>5 不正競争防止法(平成5年5月19日法律第47号)第2条第6項に規定。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 世界的な産学官連携拠点の形成 (略)</p> <p>(10) 「橋渡し」機能強化を念頭に置いた研究領域・研究者の評価基準の導入 (略)</p> <p>2. 地質調査、計量標準等の知的基盤の整備</p>	<p>6 不正競争防止法(平成5年5月19日法律第47号)第2条第6項に規定。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 世界的な産学官連携拠点の形成 (略)</p> <p>(11) 「橋渡し」機能強化を念頭に置いた研究領域・研究者の評価基準の導入 (略)</p> <p>2. 地質調査、計量標準等の知的基盤の整備</p>	<p>(注釈部分) 条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p> <p>条ずれによる修正</p>

中 長 期 目 標 (第4期、変更前)	中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	備 考
<p>(略)</p> <p>その際、他の研究機関等との連携も積極的に図るとともに、国の知的基盤整備計画⁶に基づいて知的基盤の整備を進め、その取組状況等を評価する。その評価に当たっては、PDCAサイクル等の方法について、中長期計画に記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 現行の計画においては、計量標準については平成 25 年度～平成 34 年度の計画として物理標準 107 種類、標準物質 280 物質の整備が、地質情報については平成 23 年度～平成 32 年度の計画として、40 区画の 5 万分の 1 地質図幅の整備等が計画されている。</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 情報セキュリティ対策等の徹底による研究情報の保護</p> <p>これまでと同様に電子化による業務効率化を推進することとするが、研究情報等の重要情報を保護する観点から、外部の専門家の知見を活用しつつ、情報セキュリティの確保のための対策を徹底するものとする。また、営業秘密の特定及び管理を徹底するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>その際、他の研究機関等との連携も積極的に図るとともに、国の知的基盤整備計画⁷に基づいて知的基盤の整備を進め、その取組状況等を評価する。その評価に当たっては、PDCAサイクル等の方法について、中長期計画に記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 現行の計画においては、計量標準については平成 25 年度～平成 34 年度の計画として物理標準 107 種類、標準物質 280 物質の整備が、地質情報については平成 23 年度～平成 32 年度の計画として、40 区画の 5 万分の 1 地質図幅の整備等が計画されている。</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>3. 情報セキュリティ対策等の徹底による研究情報の保護</p> <p>これまでと同様に電子化による業務効率化を推進することとするが、「サイバーセキュリティ戦略について」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)を踏まえ、研究情報等の重要情報を保護する観点から、外部の専門家の知見を活用しつつ、情報セキュリティの確保のための対策を徹底するものとする。また、営業秘密の特定及び管理を徹底するものとする。</p>	<p>条ずれによる修正</p> <p>(注釈部分) 条ずれによる修正</p> <p>政府方針を反映させるための修正。</p>

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中長期目標 新旧対照表

中長期目標（第4期、変更前）				備考
（別紙1）第4期中長期目標期間において重点的に推進すべき具体的研究開発の方針（略）				
（別紙2）国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸				
	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	
「橋渡し」 機能の強化	(略)	(略)	(略)	
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(その他本部機能等)	○戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいるか。 ○公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」機能の強化に取り組んでいるか。 ○世界的な産学官連携拠点の形成及び活用がなされているか。 ○優秀かつ多様な研究者の確保が図られているか。	・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況（モニタリング指標） ・公設試等との連携の取組状況（モニタリング指標） ・産学官連携拠点の形成の取組状況（モニタリング指標） ・採用及び処遇等に係る人事制度の整備状況（モニタリング指標）等	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

中 長 期 目 標 (第4期、 変更前)	備考
<p>(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。</p> <p>(別添) 国立研究開発法人産業技術総合研究所に係る政策体系図 (略)</p>	

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)				備考
(別紙1) 第4期中長期目標期間において重点的に推進すべき具体的研究開発の方針 (略)				
(別紙2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸				
	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	
「橋渡し」 機能の強化	(略)	(略)	(略)	
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(その他本部機能等)	○戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいるか。 ○公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」機能の強化に取り組んでいるか。 ○世界的な産学官連携拠点の形成及び活用がなされているか。 ○優秀かつ多様な研究者の確保が図られているか。 ○産総研技術移転ベンチャーへの支援強化が図られているか。	・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況 (モニタリング指標) ・公設試等との連携の取組状況 (モニタリング指標) ・産学官連携拠点の形成の取組状況 (モニタリング指標) ・採用及び処遇等に係る人事制度の整備状況 (モニタリング指標) ・民間からの出資額 (評価指標)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

(新設) 産総研技術移転ベンチャーに関する評価指標の挿入

中 長 期 目 標 (第4期、変更後)	備考
<p>(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。</p> <p>(別添) 国立研究開発法人産業技術総合研究所に係る政策体系図 (略)</p>	